

# 経済安全保障推進の法制化の危険性について

井原 聰(東北大学名誉教授)

## 1. 岸田首相肝いりの経済安全保障戦略

「経済安全保障戦略」を提言した自由民主党政務調査会・新国際秩序創造戦略本部は経済安全保障を「わが国の独立と生存及び繁栄を経済面から確保すること」と定義した(注1)。

コロナ禍でサプライチェーン(供給網)をはじめ様々な脆弱性が明らかになり、先鋭化する米中対立、東アジアの緊張関係など、激動の時代に、コロナ後の新しい国際秩序を見据えた経済安全保障を含む新たな国家戦略が必要との自民党の提言(注2)を受けて、岸田政権は前政権の軍拡路線を継承しながら経済安全保障戦略を政策の目玉に掲げた。

ところで適当な訳語はないが経済安全保障戦略に近い意味合いのあるエコノミック・ステイトクラフト(Economic Statecraft: ES)という用語がある(経済的手段、経済的資源を用いて国益を追求する手段、'権謀術数'として国際政治学の中で古くから使われてきた。注3を参照)。そのエコノミック・ステイトクラフトについては次のような見解もある。「軍事力によらない経済的手段であるという点は、コスト面、あるいは人道的な観点からも、一見すると穏健な政策のように思われる。しかし、'エコノミック・ステイトクラフト'は、①軍事という防衛システムをすり抜け、直接対象国の基幹的システムに甚大な影響を及ぼし得るという点、②軍事的措置と同様に、対象国から報復を受けたり、一旦実行された政策の中断が困難となる可能性がある点には十分な注意が必要である。例えば、石油や電力などの資源・エネルギー供給や、医薬品・食料品の供給、その他の経済活動の継続に甚大な影響が長期的に生じた場合、国民が被ることとなる生命・財産上の被害は、軍事的な措置が実行された場合と実質的には大差ないものとなる可能性がある。(注3)」と、こ

のような側面も考えられる経済安全保障戦略の議論は多くの分野に関わっているので、広く国民的議論が不可欠である。それにもかかわらず、拙速ともいえるテンポで策定への動きが急である。

岸田文雄首相は先の自民党総裁選で「経済安全保障推進法」の策定を公約に掲げ、10月4日の組閣では、経済安保相のポストを新設し、そのポストに若手の小林鷹之議員を起用した。そして10月8日の総理大臣所信表明演説では「新たに設けた担当大臣の下、戦略物資の確保や技術流出の防止に向けた取組を進め、自律的な経済構造を実現します。強靱なサプライチェーンを構築し、我が国の経済安全保障を推進するための法案を策定します。」(注4)と経済安全保障推進法案の策定に早くも言及した。

さらに11月19日には第1回経済安全保障推進会議を開催し、「世界各国が戦略的物資の確保や重要技術の獲得にしのぎを削る中、我が国の経済安全保障の取組を抜本的に強化することが重要です。本日、1回目となる経済安全保障推進会議では、サプライチェーンの強靱(きょうじん)化や基幹インフラの信頼性確保などを通じて、我が国の経済構造の自律性を向上させること、人工知能・量子などの重要技術の育成に取り組み、日本の技術の優位性、ひいては不可欠性を確保すること、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化を目指すこと、この3つの目標を、我が国が目指す経済安全保障政策の大きな方向性として、関係閣僚間で共有いたしました。(注5)」と述べ、経済安全保障戦略の構築に取りかかった。安全保障関連法の時のように議論を尽くさず強行採決したことを、この法案では再び許してはならない。

1957年来続けられてきた「国防の基本方針について」(国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときはこれを排除

し、もつて民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある)に代わって、はじめて「国家安全保障戦略の基本方針」(2013.12)がたてられた安倍政権時代に、岸田首相は4年8か月の長きにわたって外務大臣を務め(2012.12.~2017.8.)、国家安全保障戦略の策定と推進に深くかかわり、2020年6月、自民党政調会長のときには、経済安全保障戦略を策定するための「新国際秩序創造戦略本部」を創設し、自ら本部長に就任し、座長に甘利明、事務局長に小林鷹之を起用した経緯がある。2022年の通常国会に提出される岸田首相肝いりの「経済安全保障一括推進法案(仮称)」はまだ姿を見せていないが、「提言」などから、どのような問題が潜んでいるのかを検討しておきたい。

## 2. かつて検討された経済安全保障戦略

アメリカのベトナム戦争敗北、日本の高度成長時代の終焉、石油危機、ジャパンバッシング、日米貿易摩擦、パクスアメリカナの衰退…の時代に経済安全保障の問題が論じられたことがあった。大平総理の政策研究会報告書(1980.1)がそれで、「経済的安全保障」として、①相互依存の体系の運営、維持(自由貿易体制の維持、南北問題の解決)、②中間的方策(経済的に重要な国々との友好関係)、③自助努力(備蓄、自給力、生産性や輸出競争力の維持など)という3つの努力(注6)が示されていた。ここには今日のように経済を「武器」(注7)にする「攻め」の考え方はない。

当時(1981.12)の通商産業省の産業構造審議会総合部会経済安全保障問題特別小委員会では「これまで我が国は、経済的な安全確保のための特別な配慮を払うことなく、経済的な効率、合理性を追求することにより経済発展を遂げて来られたが、…より幅広い視点に立った政策への変更の必要性が国内的に認識されるようになり、…また、我が国経済力の国際的意義、役割について、世界、特に西側諸国に理解を求める声が高まってきた。(注8)」と幅広い国際協調の姿勢が語られ、日本の貢献分野では「平和憲法を有する我が国が果たしうる役割は軍事面では大きな制約があり、経済を中心とした分野で世界システムの安定に最も貢献するのではないか。(注9)」という。この文書では世界、世界経済、世界システムと多様な用い方がされているが、世界システムをとりあえず欧米諸国と理解しておくが、3つの政策課題「①世界経済システム機能の維持・強化、②重要物資の安定供給の確保、③技術開発を通ずる国際社会への貢献」(注10)を提起していた。経済大国へのし上がったにもかかわらず、特定の国との協調や覇権主義的な姿勢がないばかりか、「創造的な技術開発のたゆまぬ努力を基礎としつつ、…まず、

技術開発の基本目的として‘人類共同の財産の構築’という視点を重視することである。資源、エネルギー、環境、等の諸制約が人類の将来に影を投げかけている今日、技術の力によってこれらを克服していくことが我々の生存と発展のための最大の課題であり、かかる技術は、人類共同の財産としていくべきである。(注11)」という。この視点は、やや技術万能論的なところもあるが、安保関連法制を強行採決し、集団的自衛権を容認した好戦的スタンスの自公政権からは発想もできないだろう。もっとも、厳しい国際情勢を理解しない児戯にも似た理想論と一笑に付されるかも知れない。しかし、こうした議論が継承されずに、「攻め」の議論になったのが「提言」で提起されている経済安全保障戦略である。

## 3. 経済安全保障戦略—「守る」と「攻める」

もう1年前になるが、岸田が本部長を務めた自由民主党政務調査会・新国際秩序創造戦略本部が「提言‘経済安全保障戦略’の策定に向けて」(2020.12.16.以下「提言」と略記)を出した。現在岸田首相が進めている経済安全保障戦略の大枠はここから出てきている。「提言」のまえがきは「最近では国家の生存の基盤をなす分野が資源のみならず、特定の製造能力や技術、さらにはデジタルトランスフォーメーション(DX)が進む中でサイバー空間にまで広がっている。かかる状況において、国家の独立、生存及び繁栄を確保し、また、自由や民主主義、基本的人権の尊重といった普遍的価値やルールに基づく秩序を維持し、同盟国やこれらの規範を擁護しようとする同志国と連携していくためには、より高次の戦略的発想が必要とされる。」(注12)と述べている。「自由や民主主義、基本的人権の尊重といった普遍的価値やルール」で数々の失政を犯してきた政権にそれを言われたくはないが、外交努力を二の次にした「わが国の独立と生存及び繁栄を経済面から確保する」という「提言」ならば、緊張緩和ではなく米国に追随し、一層緊張をたかめることになるだろう。

「提言」は、経済安全保障戦略を考える上で重要な考え方として①戦略的自律性「国民生活及び社会経済活動の維持に不可欠な基盤を強靱化」と②戦略的不可欠性「国際社会全体の産業構造の中で、わが国の存在が国際社会にとって不可欠であるような分野を戦略的に拡大していくこと」として、4本の柱を提起した(表1参照)。

表1の問題点に記したように「法案の柱1」のサプライチェーン(供給網)は先端技術や軍事技術に不可欠なレアメタル、半導体など重要物資の国内生産、海外調達を安定して供給しうる体制づくりを意図したもので、コロナ禍でマスクやワクチンが国内で調達できなかったことの轍を踏まないとする対

## 経済安全保障推進法案の4本柱

	法案の柱	対処の方法	問題点
戦略的自律性 (守り)	I サプライチェーン (供給網)	半導体・レアアース・医薬品など重要物資の国内生産・海外調達の安定化に政府が支援	貿易取引で数量制限、関税、輸出補助金などの国家の干渉を廃止し、自由に輸出入を行う自由貿易主義と矛盾、過度の産業規制の恐れ。
	II 基幹インフラ	電力・航空・通信会社など重要設備やデータの保全を安全保障上の懸念がある国に依存しないよう事前審査	民間企業への政府の関与を強める恐れ。
戦略的不可欠性 (攻め)	III 技術基盤	軍事に応用可能な基礎科学や技術（例えばAIをはじめとする先端技術）に政府が資金援助・情報提供	基礎科学研究情報、技術開発情報の政府A1:D7による管理統制の恐れ。歯止めのない軍事研究の推進のおそれ。特許非公開にかかわる研究発表の差し止め、技術開発の重複のリスクの発生。研究交流への規制、研究の自由の侵害、個人情報収集管理及び統制、軍事研究総動員体制への危険。
	IV 特許非公開	安全保障面で重要な技術〔例えばバイオ技術、機微な技術（核分裂関連）〕の発明の特許出願の際、内容を非公開にし、政府が特許料収入を補償。	

表は「提言」を元に筆者が作成、問題点は筆者の指摘

処法である(注13)。近頃話題になった半導体受託製造で世界最大手の台湾積体回路製造(TSMC)の熊本誘致に対して日本政府は4,000億円規模の支援をするというのも、日本で需要が多く見込まれる半導体製造への支援だという(注14)。ならば貴重な国家予算ではなく企業の内部留保金を吐き出ささるべきである。「生存と繁栄を経済面で確保する」というなら、コロナ禍で疲弊している中小企業への支援をさておいて、特定企業への巨額な支援は、バランスを欠いた産業政策であり、相応の説明責任が伴うが説明ははたされず、詳細は分からない。「戦略的自律性」とは兵糧攻めにあっても持ちこたえる「守り」のことだが、ここではそれにとどまらず「特定国」からの重要物資を排除する「攻め」の意味合いも読み取れる。また民間企業への政府の関与・統制が強まることや、保護貿易主義への危険性もある。

一方、「戦略的不可欠性」だが先端科学・技術を振興し他国の追随を許さない新しい産業分野を創製し、優位に立つことだが、その源泉となる現行の学術・研究体制は危機に瀕したままである。研究や開発の基盤的環境整備をさておき、いいものが出てくることを待望し、出てきたらピックアップして支援する、あるいは課題限定型の委託研究への資金バラマキ、はたまた破壊的イノベーション創出をねらって、野心的な目標と構想を国が策定するムーンショット型など…、研究者を競争に駆り立てて、80万人の研究者の大多数を置き去りにする科学・技術政

策からは投資した分以上の成果はなく、優秀な研究者の海外流出は止められないし、創造的研究の枯渇に繋がる。しかし、「戦略的不可欠性」は軍事に役立つ先端分野の研究・開発情報を見つけ出し、軍事技術の優越性の確保には大いに役立ち、「攻め」の軍拡路線にもつながる。かつて国際協調と人類への貢献が語られたが、ここにはそれが全く見当たらない。

激化する米中の対立の中で、対中牽制のために経済安保一括法整備を政府に提言した(注13)という甘利明は「危機感が非常に薄いと言わざるを得ない。経済安保の対応を誤れば、企業どころか国全体が、国際的なサプライチェーンから除外されかねない。さらに今回のコロナでわかったことは、日本が抱える脆弱(ぜいじゃく)性だ。医療用品の輸入が止まったら、たちまち医療現場は混乱に陥ってしまう。つまり『一国を殺すにはミサイルはいらない』のだ。戦略物資のサプライチェーンや備蓄制度の根本的な見直しを考えなければならない。(注13)」と述べ、攻めのスタンスをあらわにした。トランプ米元大統領がアメリカファーストを押し出し、中国とロシア、イランと北朝鮮のならず者国家、ジハード系テロリストグループの主要な挑戦者を非難し、米国とその同盟国・同志国を糾合し、国家安全保障戦略を提唱し、力による平和の追求を述べた(注15)のは記憶に新しい。そして経済成長と安全保障に不可欠な新技術としてデータサイエンス、暗号化、自律走行技術、遺伝子編集、新素材、ナノテクノロジー、高度なコ

ンピューティング技術、人工知能、自律型兵器の開発、革新的で独創的な人材の育成、優秀な人材の獲得(注16)など「力」(攻め)による取組を明示したことも記憶しておきたい。

#### 4. 経済安全保障という名で行われる科学・技術への統制

現在提起されている経済安全保障戦略の大枠は「提言」から発していると指摘したが、さらにその元はトランプの国家安全保障戦略にあったといえる。TPPを離脱しながらもインド太平洋地域の中国進出を食い止めるために、日米は歩み寄り経済協力プロジェクトを実施し「日本と米国のインド太平洋地域における経済的利害関係と目的は高度に一致している。日米の強みは相互補完的であり、貿易摩擦はあるものの、政治的利害関係は根本的には異なるものではない。…今こそが、(筆者；安全保障条約)第2条を全うすべく日米が協力する最も重要な時である。(注17)」と確認しあったことから、米国への追従による「攻め」の戦略となっている。

なお、米国は国防権限法(2019)を定め、新基本技術(人工知能(AI)、機械学習(Machine Learning)、量子科学(Quantum Sciences)、サイバー技術、宇宙対宇宙攻撃能力(Space and counter-space capabilities)、影響力工作(Influence Operations)、極超音速技術(Hypersonics)、指向性エネルギー(directed energy)等)の国家安全保障上の重要度の高い研究・開発・保護・資金援助の強化を規定した(注18)。「提言」でもサプライチェーンも含めて重要項目16項目が次のように列挙されている。

(1)資源・エネルギーの確保(2)海洋開発(3)食料安全保障の強化(4)金融インフラの整備(5)情報通信インフラの整備(6)宇宙開発(7)サイバーセキュリティの強化(8)リアルデータの利活用推進(9)サプライチェーンの多元化・強靱化(10)わが国の技術優越の確保・維持(11)イノベーション力の向上(12)土地取引(13)大規模感染症への対策(14)インフラ輸出(15)国際機関を通じたルール形成への関与(16)経済インテリジェンス能力の強化。

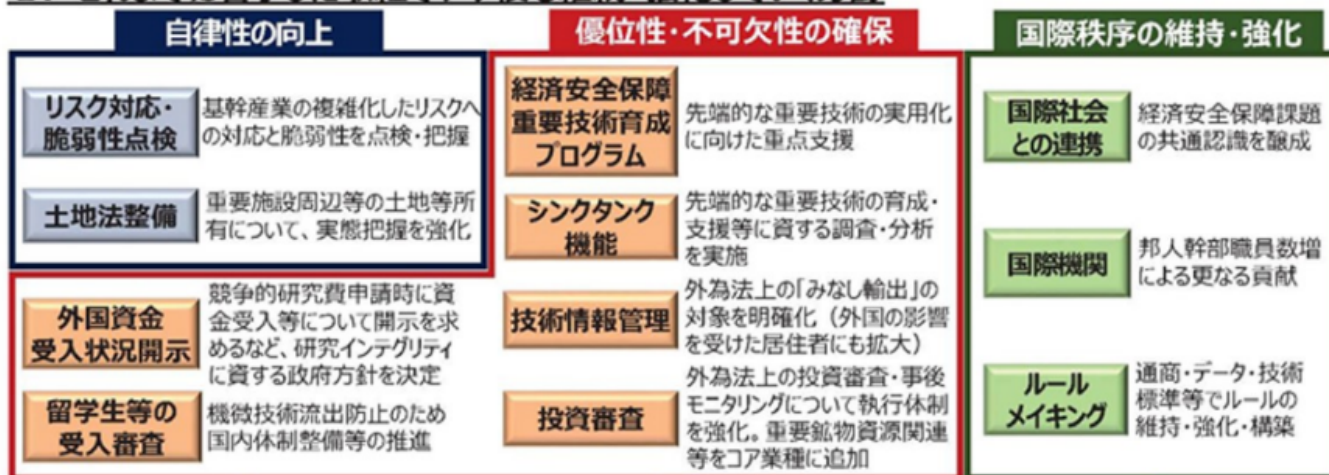
日米ともに経済安全保障の重要項目は科学・技術政策、軍事研究・軍事技術と深く関係している。日本では第4期科学技術基本計画(2011-2015)に初めて「国家安全保障・基幹技術を中心とする基盤技術に関する研究開発について」が記載された。第5期科学技術基本計画(2016-2021)では「国及び国民の安全・安心を確保するためには、我が国の様々な高い技術力の活用が重要である。」とし、「海洋、宇宙空間、サイバー空間に関するリスクへの対応、国際テロ・災害対策等技術が貢献し得る分野を含む」技術の研究開発を行い、安全保障の視点から「関係

府省連携の下、科学技術について、動向の把握に努めていくことが重要」と記された。イノベーションが付加された第6期科学技術・イノベーション基本計画では「技術流出問題が既に顕在化しており、軍事転用等による安全保障上のリスクが想定される。…技術的優越確保の観点からの技術の研究開発動向や重要技術を把握し、育成・活用するとともに、技術流出を抑制することの重要性が増している。」と踏み込み、研究開発動向や重要技術の把握に努めるとしている。「我が国の技術的優越を確保・維持する観点や、研究開発成果の大量破壊兵器等への転用防止といった観点から、適切な技術流出対策等を着実に実施する。これらにより、我が国にとっての重要技術を守るとともに、我が国の研究セキュリティを確保し、総合的な安全保障を実現する。」こととしている。研究成果が大量破壊兵器に転用されないように技術流出に取り組むがそのような技術の保有は禁止されるものではなく戦略的不可欠性として重要技術なのである。

ところで、本年11月19日開催された経済安全保障推進会議(第1回)の資料(図1)(注19)によると、重要事項は主要課題のうちでも「優位性・不可欠性の確保」が中核をなしている。その項目を見ると、経済安全保障重要技術育成プログラム、シンクタンク機能、技術情報管理、投資審査、外国資金受け入れ状況開示、留学生等の受入審査がもっとも重要な項目となっている。先に述べた「提言」を大括りにした内容なので、「提言」の柱を見ておこう。

表1の「法案の柱Ⅱ」の基幹インフラでは「安全保障上の懸念」がいかなるものかが示されず、重要土地利用規制法と同様対象をいくらでも拡大でき、基本的人権の制約の危険性も孕んでいる。また民間企業への政府の関与、統制を強める恐れもある。「安全保障上の懸念」という抽象的表現は「法案の柱Ⅲ」、「法案の柱Ⅳ」とも関る。基礎科学研究情報・技術開発情報の政府による一元的収集と管理は統制や検閲につながり、加えて政府が知りえた情報に新たな利用の可能性があれば秘密管理を求め、時には、政府はその研究に財政支援も行う。むろん新しい産業創生にかかわるものもあるだろうが、軍事機密にかかわるものもあるだろう。後者の場合、歯止めのない軍事研究推進のメカニズムの構築になることをおそれる。加えて、特許非公開にかかわる研究の発表差し止めは、研究の自由を侵害し、研究交流を制約し、学術の発展を阻害する。グローバル化、オープンサイエンス化に矛盾し、国際的な研究交流を阻害し、大学等や研究諸機関、企業の諸活動ばかりでなく、個人情報収集・管理及び統制につながり研究者を萎縮させ(注20)、人権を侵害しかねない。研究インテレクティブ(注21)による整備やFD(ファ

# 1. これまでに着手した取組で、今後も継続・強化していく分野



「経済安全保障の推進に向けて」経済安全保障推進会議（第1回）2021.11.19.  
[https://www.cas.go.jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyo/dai1/shiryous3.pdf](https://www.cas.go.jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dai1/shiryous3.pdf)

図1 経済安全保障上の主要課題

カルティ・ディベロップメント；大学教員の‘教育力向上’のための取り組み)による啓蒙活動が多用され、安全保障の専門家（軍事技術に通暁し、将来、先端技術による兵器に育つか否かを判定しうる専門家）によるチェックが想定されるが、これは軍関係者による研究の管理・統制へとつながる恐れがある。すでに2021年度防衛装備庁には技術戦略部革新技術戦略官、技術連携推進官ポストが新設されている（注22）。革新技術戦略官（筆者注；日経新聞は研究連携促進官と仮称）は「国内外にどのような先端技術があるかを広く集めて分析し、装備品開発の方針を定める。研究領域にはAIや極超音速ミサイル、高出力レーザー、攻撃型ドローンへの対処技術などを想定する。情報収集のため外部の研究機関や大学などから特別研究官を登用する。産業界や学術界で登場する新たな技術を発掘し、総括官に情報を上げる。」技術連携推進官（筆者注；日経新聞は研究連携促進官と仮称）は「民間の基礎研究を防衛技術に育てる業務にあたる。‘安全保障技術研究推進制度’など政府の制度活用を促す。新たな体制全体を‘技術シンクタンク’と位置付け外部の研究機関との連携も強化する。防衛装備庁では産業界や学術界の民間技術について調査し、データベースの作成を進めている。国内外の先端技術の情報を分析し、将来の自衛隊に必要な分野を的確に選ぶ‘目利き’の役割が必要とされている。（注23）」。基礎研究だから安全保障技術研究推進制度に応募するのは問題ないとする大学があるが、こうした事実をリアルにとらえる審査の目が求められる。

図2の「想定される流出経路」（注24）は公安調査庁が「外国為替及び外国貿易法」違反の取り締まりの対象とする技術流出の経路である。これは外国との共同研究の場合だが、国内の企業や他大学、研究

諸機関との共同研究、あるいは個人研究でも取り扱いによっては技術流出となり処罰の対象となりうる。また、研究内容が軍事利用の可能性があるか否かの情報収集ともなれば、情報を提供しなければならない研究者、研究機関、国際交流に多大な負荷がかけられる。「近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。（注25）」とあり、オープンサイエンスにともなうリスク回避として、詳細な研究者個人情報・研究機関情報が収集されている。これらが、軍事技術研究の可能性を判定するデータベースとなり、研究者が軍事研究に意図せず吸い込まれる危険性がある。経済安全保障という名で科学・技術の研究現場が軍事管理されてはならない。研究者の国際交流上、国



図2 「経済安全保障の確保に向けて～技術・データの流出防止にむけて～」経済安全保障啓発リーフレット、公安調査庁、p.4. <https://www.moj.go.jp/content/001357584.pdf>

際標準としてのリスク回避についてもこれまでの経験を総括して交流の意義を削がないことが不可欠である。

経済安全保障戦略は多くの分野にかかわることもあり、政府の様々な委員会で検討がなされている。例えば、「イノベーション政策強化推進のための有識者会議「安全・安心」(2021/4/19)、「統合イノベーション戦略推進会議」(2021.4.27)、「新国際秩序創造戦略本部 中間取りまとめ～「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に向けた提言～」(2021.5.27)、「骨太方針「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(2021.6.18)などがそれぞれであるが、すでに廃止されたが竹中平蔵らが加わる「成長戦略実行計画」(2021/6/18)では成長戦略の中で取り上げられ、詳細なロードマップが作成されており、半導体工場の誘致などはここで検討されたようである。今後の進展状況を見ながら、どのような形の法案になるのか、その立法事実はいかなるものであるのかなど、逐次検討を加えていきたい。

(注1)『提言「経済安全保障戦略」の策定に向けて』,2020.12.16,自由民主党政務調査会・新国際秩序創造戦略本部。

(注2)自由民主党 HP

<https://www.jimin.jp/news/policy/201021.html>

(注3)中村直貴(経済産業委員会調査室)「経済安全保障—概念の再定義と一貫した政策体系の構築に向けて—」立法と調査,2020.10,No.428-118,参議院常任委員会調査室・特別調査室。國分俊史「経済をテコに地政学的利益を追究する手段」『エコノミック・ステイトクラフト 経済安全保障の戦い』日本経済新聞,Kindle版。赤根谷達雄「エコノミック・ステイトクラフト再考」『国際問題』No.598(2011.1・2),JIIA 日本国際問題研究所。

(注4)第二百五回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説 2021.10.8

(注5)[https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202111/19keizaianpo.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202111/19keizaianpo.html)

(注6)総合安全保障研究グループ報告書「大平総理の政策研究会報告書—5 総合安全保障戦略/1980/7/2

(注7)「強靱な経済安全保障の確立に向けて—地経学の時代に日本が取るべき針路とは—」公益社団法人 経済同友会, 2021.4.21.p.3.

(注8)「I.経済安全保障の重要性」1981.12.26 企画室執務参考資料,通産政策史資料,pp.4-5.(ガリ版刷り)

(注9)同上 p.100.この部分の表現について『経済安全保障の確立を目指して』通商産業省産業構造審議会編(通商産業調査会,1982)p.28では「我が国の場合,専守防衛の平和国家として軍事的な面での対処には制約がある.従って世界平和に向けての外交努力とともに経済安全保障が特に重要な意味を持つ」とある。

(注10)『経済安全保障の確立を目指して』通商産業省

産業構造審議会編(通商産業調査会,1982) p.28.

(注11)同上, pp.128-129.

(注12)(注1)に同じ。

(注13)「一国殺すのにミサイル不要」脆弱な日本に危機、甘利氏」朝日新聞デジタル版, 2021.3.21.

(注14)「台湾 TSMC, 日本に半導体工場熊本県で24年に生産開始へ」jiji.com 2021.10.14.

(注15)National Security Strategy of the United States of America,Dec.2017.

(注16)同上. p.20

(注17)「日米経済協力強化 プロジェクト・日本語縮小版」, The Article II Mandate:Forging a Stronger Economic Alliance between the United States and Japan,2018.11 「日米経済協力強化プロジェクト—The Article II Mandate—Executive Summary—概要」も参照

(注18)「米国国防権限法 2019 の概要」2018.9.(2019.3.19.補足) CISTEC 事務局(安全保障貿易情報センター) p.10. 米国訪問中の菅義偉首相は、バイデン大統領と日米首脳会談を行い、共同声明(2021.4.16)を發出し、「日米競争力・強靱力(コア)パートナーシップ」という文書で日米両国が「競争力」と「強靱力(レジリエンス)」を強化するために、2国間での協議、協調、連携を強化していくという強い意志を表明したことも注意されてよい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100194418.pdf>

(注19)「経済安全保障の推進に向けて」経済安全保障推進会議(第1回), 2021.11.19.

(注20)「研究活動の国際化, オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」総合イノベーション戦略推進会議室決定,2021.4.27. p.2.には「秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては,産学連携等の活動が委縮しないよう,当該情報を扱う者に対する守秘義務の在り方を含め,整理・明確化を行う。【内閣府,競争的研究費に関する関係府省】」,「強靱な経済安全保障の確立に向けて—地経学の時代に日本が取るべき針路とは—」公益社団法人 経済同友会, 2021.4.21.には「機微技術の流出防止のための‘管理’の側面ばかりを強調し,民間分野を過度に委縮させることは避けなければならない。」など萎縮させることを危惧している。また、読売新聞「社説 経済安全保障 米中競争時代の新たな戦略を」2021/11/26

<https://www.yomiuri.co.jp/editorial/20211125-OYT1T50244/>には「経済や研究を必要以上に阻害したり,萎縮させたりしてはならない。政府が具体的な措置をとる場合には,安上上のリスクを分析し,丁寧に調整してほしい。米欧各国とも,より緊密に連携していくべきだ。」ともあり,研究者への人権侵害の可能性が高い。さらに「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(答申素案)への意見」2021.2.10,一般社団法人 日本経済団体連合会イノベーション委員会企画

部会でも「(研究インテグリティの)とりまとめにあたっては、民間企業や大学等の研究者が過度に委縮したり、過度に煩雑な手続きが要求されたりすることで、わが国の科学技術・イノベーションが阻害されることのないようにすることが重要であり、大学関係者のみならず民間企業からも十分な意見聴取を行うことが肝要である。」

(注 21)井原 聰「研究の自由を侵害し、研究者を萎縮させる新たな策謀？—研究インテグリティを考える」軍学共同研究反対連絡会 NL60, 2021.10.8. p.2.

(注 22)「防衛装備庁主要幹部名簿」[https://www.mod.](https://www.mod.go.jp/atla/soshiki/kanbulist031203.pdf)

[go.jp/atla/soshiki/kanbulist031203.pdf](https://www.mod.go.jp/atla/soshiki/kanbulist031203.pdf)

(注 23)「安保活用へ先進技術発掘 防衛省が専門職設置」日本経済新聞電子版, 2020.12.2. 役職名は掲載当時は仮称だったので、筆者が名簿から推定した。

(注 24)「経済安全保障の確保に向けて～技術・データの流出防止に向けて～」経済安全保障啓発リーフレット, 公安調査庁,p.4.

(注 25)「研究活動の国際化, オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」総合イノベーション戦略推進会議室決定, 2021.4.27. p.1.

## 12月10日宇都宮大学に軍事研究中止を要請

12月10日午後、連絡会は今年度の安全保障技術研究制度に採択された宇都宮大学を訪ね、話し合いと申し入れを行なった。井原聰東北大学名誉教授、浜田盛久海洋研究開発機構研究員、寺尾光身名古屋工業大学名誉教授、連絡会事務局長の小寺隆幸が出席、大学側からは塚本英則研究協力部長、川瀬成彦研究協力・産学連携課長、奈良博之研究協力係長ともう一名が出席した。なお朝日新聞、毎日新聞、共同通信の宇都宮支局の方が取材のため同席した。

話し合いの中で「宇都宮大学における軍事研究に関する基本方針」「軍事研究に関する審査委員会要領」および今回の応募の問題点を7点指摘した。

i 基本方針で「本学においては軍事研究は行わない」としながら、「ただし、…軍事使用の目的ではなく、人道上の問題点がない研究であることが明白であり、かつ、研究成果の公開性が担保されている場合は、…審査で認められればこの限りでない」とし、実質的に軍事研究を容認する方針になっている。

ii 審査委員会要領第7条の審査の基準(5)で「応募するテーマが戦争を目的とした研究ではないこと」とされている。なぜ軍事研究としないのか。これでは「意図的に戦争をするための研究」でなければ認めるとなりかねない。全ての軍備は「戦争のためではなく戦争を抑止するため」とされている。

iii 研究協力部長は、審査の結果、基礎研究であり軍事研究ではないので認めたと語った。しかし装備庁は「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託する」と明記しており、防衛装備品の開発のための基礎研究にほかならない。基礎研究から実用化までの全体が軍事研究である。

iv 宇都宮大学の研究成果は将来「極超音速飛翔体」に活用されかねない(下記申し入れ書参照)。それでも軍事研究ではないのかと問うと、研究部長もその可能性はあるとしつつ、審査委員が「戦争を目的とした研究」でないと判断したと繰り返した。

v 審査委員会要領第3条で「適切性を技術的、倫理的に審査する」とあるが、日本学術会議の声明では「その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する」となっている。なぜ

応用の観点を除いたのか問うたが答えなかった。

vi 基礎研究であれば科研費で行えばよい、何故あえて装備庁の制度に応募したのかと問うと、それは研究者の判断であり、研究者は装備庁の方が通りやすいと考えたのではないかと問うた。大学にとっては科研費も装備庁の制度も同等で装備庁の応募を避ける姿勢がないことがうかがわれる。

vii 審査委員会要領7条(8)の「特定秘密等に規定されるものにはならない」について、公募要領の文言だけで判断したようだが、将来もそれが守られる保証はない。今年、装備庁に「革新技術戦略官」と「技術連携推進官」というポストが設けられ、すべての研究者から防衛に関わる研究をピックアップしようとしている。また外為法による規制も強まる。こういう動きを大学はきちんとみるべきである。

【朝日新聞デジタルの記事をYahoo!ニュースで見ることが出来る。<https://news.yahoo.co.jp/articles/cc296aa1b8ce0640e749c772df8404b45773ce50>】

### 防衛装備庁助成研究への応募・採択に抗議し、その中止を求める申し入れ書

宇都宮大学長 池田幸様

2021年12月10日軍学共同反対連絡会

共同代表 池内了 香山リカ 野田隆三郎

貴学は本年度、防衛装備庁安全保障技術研究推進制度に応募され採択されました。私たちは、2017年6月8日に貴学に「軍事研究を行わない」と誓った戦後の学術の原点に立ち帰って、同制度に応募しないよう求める要請書を全国8365名・50団体の賛同署名者名簿をそえて郵送で届けました。今年度、この多くの研究者・市民の声を無視して貴学が同制度に応募し、採択されたことに強く抗議し、改めて、この署名者を代表して下記のように申し入れます。

大学は学問研究の場であり、学問研究の目的は真理の探究を通して、人類の平和と幸福の増進に貢献することにあります。人と人が殺し合う戦争は人類の平和と幸福を破壊する最たる行為であり、学問研究が戦争に協力することがあってはなりません。

前の戦争で科学者が戦争に全面的に協力した結

果、人類に想像を絶する惨禍をもたらしたことへの痛切な反省に立って、日本学術会議は軍事研究との訣別を誓う声明を1950年、1967年の二度に亘って発表し、2017年3月にもあらためてそれら両声明を継承するとする声明を発表しました。

防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度は、日本を再び戦争する国に逆戻りさせると危惧された安全保障関連法の成立と同じ2015年に発足しました。そして2018年12月に閣議決定された「防衛計画大綱」において、「安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用に努める」とされたように、この制度は防衛装備品（兵器）開発に民生技術を動員するためにつくられた軍事目的の制度であることは明らかです。

そして昨年度までは公募要領冒頭の「制度の趣旨」に「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し」と書かれていたのですが、令和3年度公募要領では「趣旨」は「先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託します」とのみ書かれており、あたかも民生研究であるかのように装っています。しかし公募要領の最後の結語に「本制度は防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託する」と明記されています。防衛装備庁は防衛装備品の研究（軍事研究）のためにこの「基礎研究」を利用するのであり、防衛費（軍事費）から予算が出る「基礎研究」は軍事研究の一環に他なりません。

しかもそこでは「その将来的な活用の可能性等に関する検討は、他で行われている研究成果と合わせ、防衛装備庁が行います」と記されており、貴学の研究がその後どのような兵器に使われようとも大学・研究者が関与しえない仕組みになっています。

具体的に見ましょう。今回採択された貴学の研究「グラフェン被覆アルミ粉末からなる高熱伝導焼結合金の界面設計」は、テーマ(17)「耐熱技術に関する基礎研究」として採択されたものですが、防衛装備庁はこのテーマの概要をこう記しています。「極超音速飛翔体や航空機のジェットエンジンの高圧タービン部を代表とする高温環境下で使用される材料は、高温領域において強度や耐圧性、耐酸化性、耐環境性の高い材料が求められます。これまでも、様々な耐熱超合金、セラミックス複合材料、耐熱コーティング等の技術が実用化されていますが、新たな技術による更なる飛躍的な耐熱性能向上が期待されています。また、通信やレーダのレドー

ム等についても、求められる温度帯は異なるものの、高耐熱かつ電波透過性の優れた材料や、遮熱性能や放熱性能を向上させる新たなアプローチ、加熱された大気や物体の電波伝搬特性の解明等が期待されています。本研究テーマでは、それぞれの使用場面で既の実現されている耐熱性を大幅に超えつつ、優れた強度、耐圧性、耐酸化性、耐環境性を兼ね備える材料や耐熱性を向上させる技術、電波透過性を発揮できる耐熱技術に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。」

ここに記されている極超音速飛翔体は今、米露中などが開発にしのぎを削っている最新鋭の攻撃兵器で、防衛装備庁もその開発に全力で取り組んでいます。このような兵器への応用可能性があることと明言している制度に貴学が応募していることは重大な問題です。もし将来そのような兵器に応用されても、貴学には責任はないとお考えでしょうか。

朝永振一郎博士は「科学者の任務は、法則の発見で終わるものではなく、その善悪両面の影響の評価と、その結論を人々に知らせ、それをどう使うかの決定を行うとき、判断の誤りをなからしめるところまで及ばねばならぬ」と記しています（「平和時代を創造するために」岩波新書）。「基礎研究」だから良く、その後、殺戮兵器に使われても大学も研究者も関係ないということは倫理的に許されるものではありません。

だからこそ日本学術会議2017年声明は「研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる」とし「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する」ことを求めたのです。

貴学はこの声明をどのように受け止められたのでしょうか。上記の防衛装備庁のテーマをふまえて応募された以上、それが軍事目的に使われない保証をどのように担保されているのでしょうか。それがなければ応募自体が2017年声明に反しているものであり、直ちに採択を辞退すべきです。

このような軍事利用が明白な制度に最高学府である大学が応募することは、学問研究を本来の目的から逸脱させ、学問研究の軍事協力を推進し、軍事研究との訣別を誓った先人たちの痛切な反省を無にするものです。私たちは貴学の安全保障技術研究推進制度への応募・採択に強く抗議し、採択された研究を中止するよう申し入れます。

## 軍学共同反対連絡会

共同代表：池内 了・野田 隆三郎・香山 リカ

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に「軍学共同反対連絡会」と明記してください。

小寺 ([kodera@tachibana-u.ac.jp](mailto:kodera@tachibana-u.ac.jp)) 赤井 ([ja86311akai@gmail.com](mailto:ja86311akai@gmail.com))